

環境法令 整備の背景と概要

横浜市みどり環境局 環境管理課

2026年8月20日

目次

- 1 法整備の背景
- 2 環境法令の概要
- 3 環境法令手続の流れ
- 4 環境法令の手続案内

1 法整備の背景 ～1960年代の横浜の空～

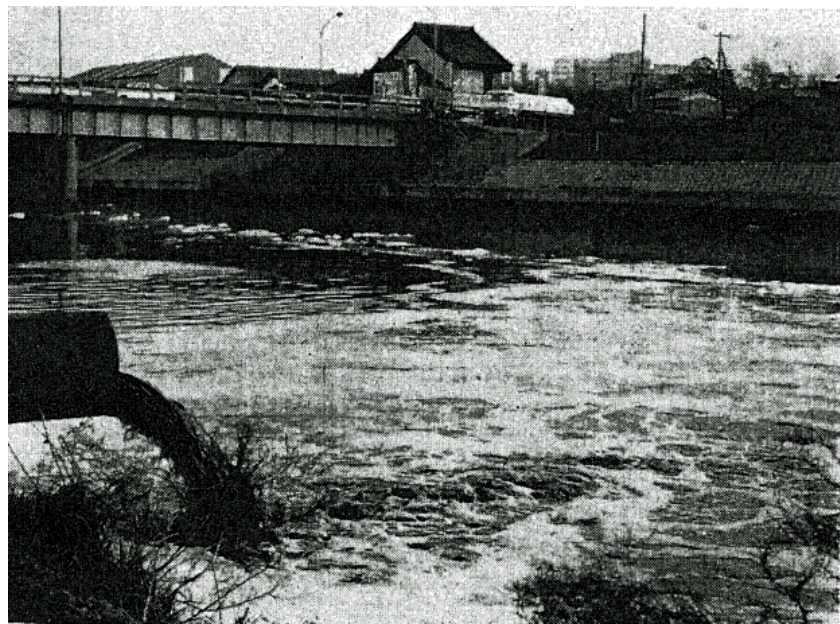


出典：神奈川県環境科学センター



出典：横浜市史資料室

1 法整備の背景 ～1960年代の横浜の川・海～



1 法整備の背景 ～横浜における公害～

1950～1960年代頃の公害による主な出来事

- ・「横浜ぜんそく」の増加により、神奈川県・川崎市と共同調査
- ・小学校新入学児童の約6割に耳鼻咽喉疾患の異常が疑われる
- ・磯子区医師会が根岸湾工業地帯造成に伴う公害対策強化について市へ申し入れ
- ・鶴見や神奈川、港北などで悪臭による市への陳情
- ・根岸線の開通に伴う騒音により、市内の一部小学校が移転
- ・本牧沖の海苔が全滅
- ・本牧、磯子、杉田、金沢の海水浴場で遊泳ができなくなる

1 法整備の背景 ～公害対策の強化～

1970年にかけて公害関係の法律が整備され、規制や監視の強化が図られました。

- ・ 県 1951年 神奈川県事業場公害防止条例 →1964年 神奈川県公害防止条例
- ・ 市 1964年 本市独自に火力発電所と公害防止協定を締結
- ・ 国 1967年 公害対策基本法

1970年 「大気汚染防止法」改正、「水質汚濁防止法」制定など公害関係
14法が制定又は改定

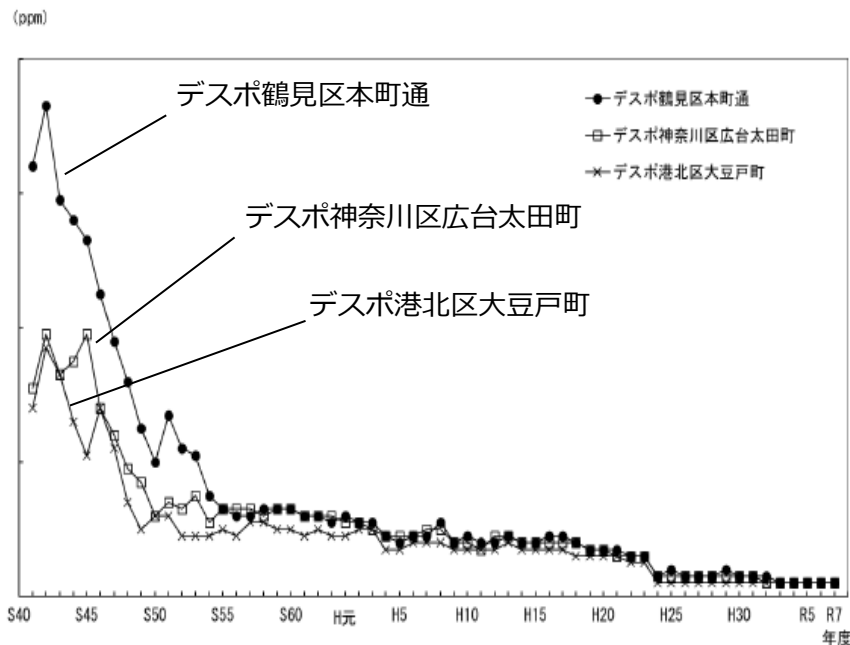
※本市は、これらの法令等に加え、補完するための要綱・指針等を策定

その後、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁など生活型公害、オゾン層の破壊や地球温暖化など顕在化し、さらに法律が整備されました。

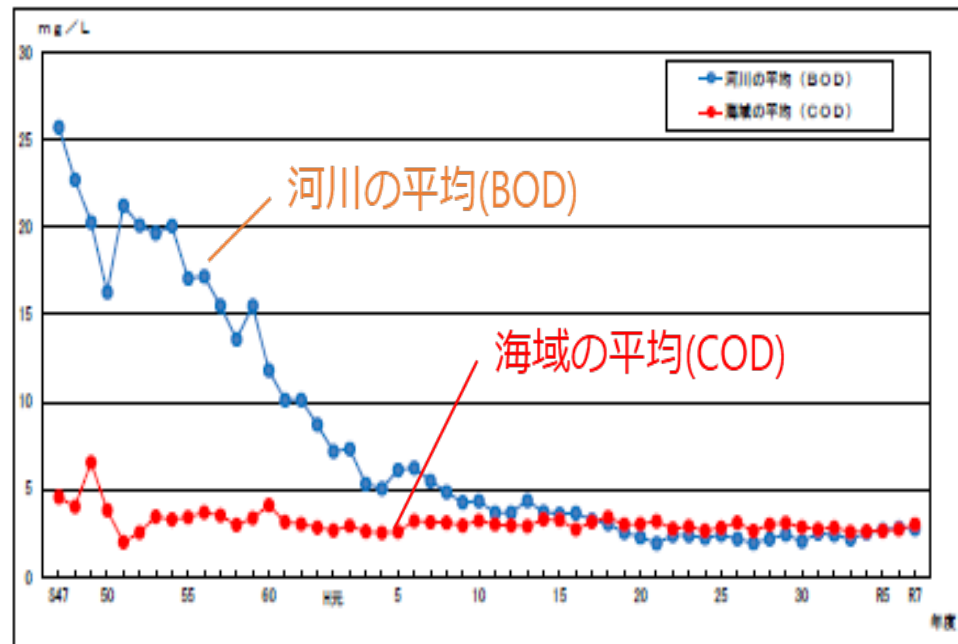
- ・ 国 1993年 環境基本法
- ・ 市 1995年 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・ 県 1998年 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 市 2003(平成15)年 横浜市生活環境の保全等に関する条例

1 法整備の背景 ～公害克服～

法整備、住民運動、企業努力（技術開発）などによって改善

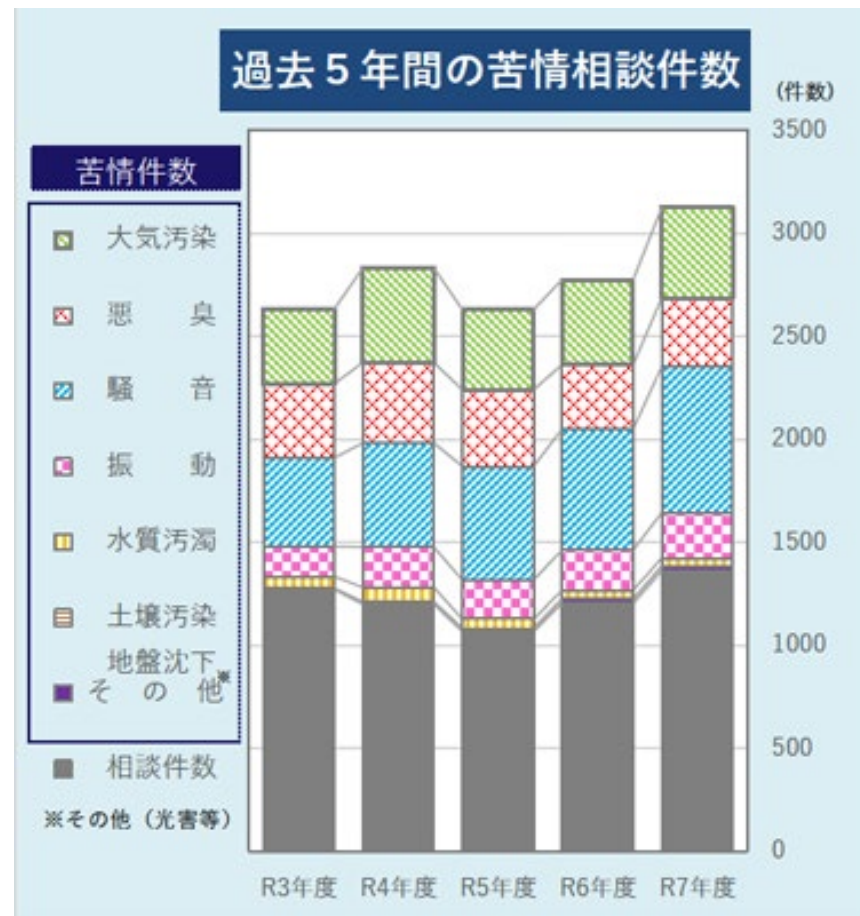


二酸化硫黄 (SO_2) の年平均値の経年変化
(横浜市内一般局継続3局)



横浜市内河川・海域の年平均値の推移

1 法整備の背景 ～近年の苦情相談～



2 環境法令の概要 ～環境基本法（1993年制定）～

【目的】

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。

【基本理念】 ①環境の恵沢の享受と継承等

②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

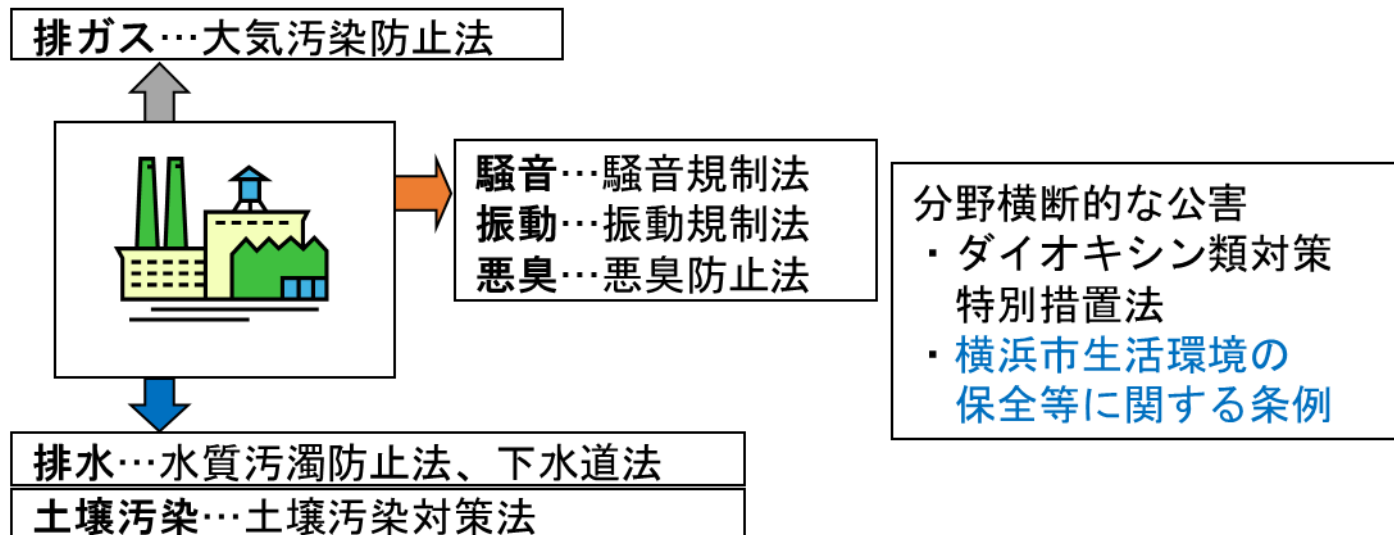
③国際的協調による地球環境保全の積極的推進

第8条では「事業者の責務」が定められています。

（第1項）事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 環境法令の概要 ～主な環境法令～

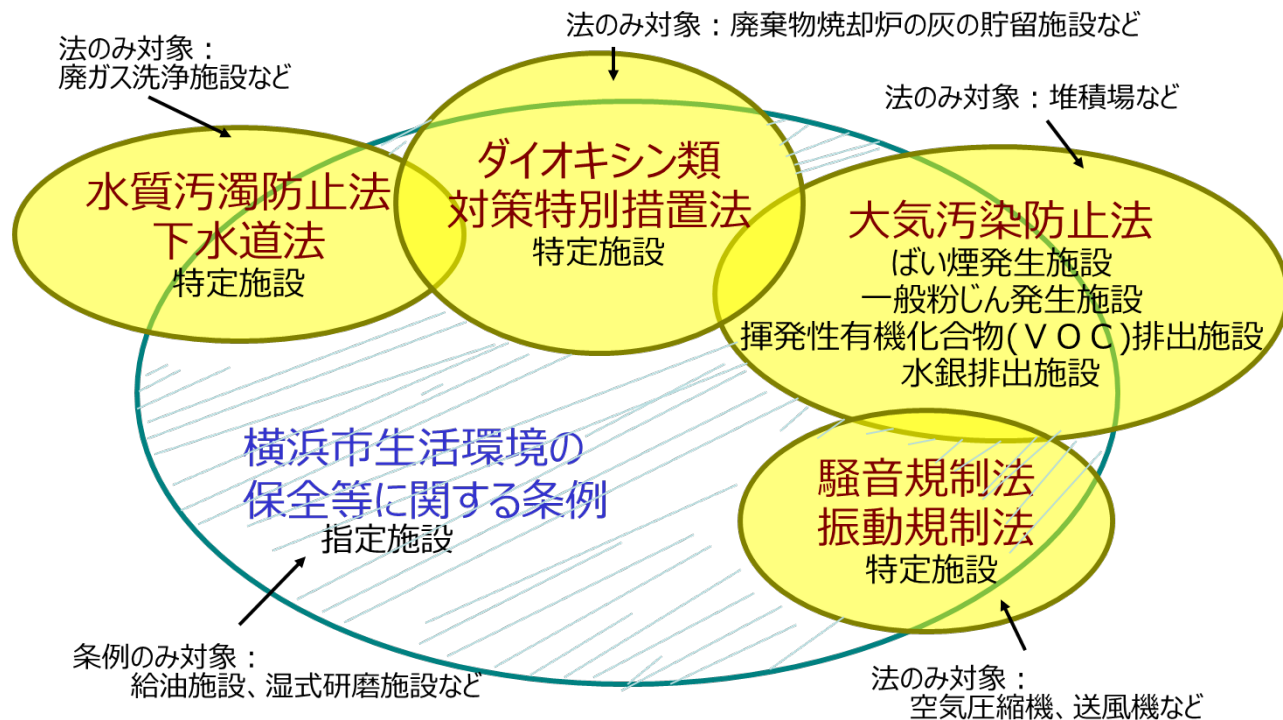
発生する公害に対応する法令として下図のようなものがあります。



※ **環境基準**（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）を達成するため、法令によって**規制基準**が設けられており、事業者に対して遵守を求めています。

2 環境法令の概要 ～法律と条例の関係～

法律と条例で、それぞれ法律（届出）と条例（許可申請）の対象施設が決まっており、重複する場合は届出・許可申請の両方が必要になります。



3 環境法令手続の流れ

環境保全部の環境法令に関する手続については届出・申請の前に相談をお願いします。



1

事前相談

届出・申請にあたって必要な情報を整理するため、事前にご相談ください。

【相談方法】

市役所窓口、電話、メールやWEB会議により相談できます。



2

届出・申請

ウェブサイトから様式をダウンロードし記入の上、必要な資料を添付して担当部署に提出してください。

【届出・申請方法】

市役所窓口、郵送又は電子申請により提出できます。

4 環境法令の手続案内

【ウェブページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/shinsei/>



【窓口】

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
市庁舎27階

横浜市みどり環境局

環境管理課/大気・音環境課/水・土壌環境課

下水道河川局 水質課



おわりに

ご質問・ご不明点等ございましたら
環境管理課へのご相談・ご確認をお願いします

【問合せ先】

横浜市みどり環境局 環境管理課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎27階

電 話：045-671-2733

メール：mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp